

第 1 号議案

令和2年度 事業計画書(案)

1. 事業の概要

事業の名称	坪沼乗合タクシー運営事業	
運営主体	名称	坪沼乗合タクシー運営協議会
	所在地	仙台市太白区
	代表者	会長 佐藤 多喜雄
	説明	坪沼乗合タクシー運営協議会は、地域の4町内会が中心となって、乗合タクシー事業の運営のために設立した団体であり、地域のほぼ全世帯である、約120世帯が協議会に加入している。 定期的に役員が集まり、運営状況や利用促進企画等について検討を行っている。
運行事業者	名称	KM仙台タクシー株式会社
	所在地	仙台市太白区茂庭字人来田西143-17
	代表者	代表取締役 佐々木 昌二
事業の概要	運行形態	乗合タクシー（区域運行型）
	運行開始	平成18年5月1日
	事業許可	道路運送法 第4条
	使用車両	小型乗用車(セダン 定員5名) 1台(常用車) 小型乗用車(セダン 定員5名) 3台(予備車)
	運行区域	【別紙1】(1-14ページ)参照
	運行回数	6回/日(平日のみ) ※8月13日~16日, 12月28日~1月3日, 予約がない場合は運休
	運行時刻	【別紙2】参照
	利用人数	826人/年(令和元年度の一般利用者実績による見込み)
	運賃設定	・一般運賃(現金): 400円/回(おとな・子ども共通) ・一般運賃(回数券): 4,000円(12枚綴)/冊 ・高齢者・障害者等運賃(現金): 100円/回
	収支計画	【別紙3】参照
運行する地域の概要	仙台市太白区坪沼地区(一部地域を除く) 約120世帯、人口約500人	
主な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生出地区の市民センター、診療所及び買い物等の利用 ・ 市内中心部等への買物、所用等(生出中学校前にて路線バス等に乗り換え) ・ その他の通勤、通院及び買い物の利用 	

これまでの経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・H17年12月 地区内を運行していた路線バスの廃止意向が表明 ・H18年2月 坪沼乗合タクシー運営協議会を設立 ・H18年5月 2年間の実証実験として運行開始 ・H20年4月 本格運行に移行 ・H23年4月 運賃改定、碎石場入口～咨戸沢間など路線新設 ・H24年4月 館前西～館前中間路線廃止 ・H25年4月 碎石場入口～咨戸沢間路線廃止 ・H26年4月 運行事業者変更（ひろせ川交通→KM 仙台タクシー） ・H27年4月 坪沼小と生出小の統合に伴う小学生の通学輸送を開始 ・H31年4月 運賃改定、ヨークベニマル茂庭店～生出中学校正門間路線新設
----------	---

2. 事業計画変更の概要

事業計画変更の区分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 路線の廃止 ■ 運行系統の廃止 ■ 営業区域の新設 ■ 運行車両の変更 ■ 運行回数の変更 ■ 運行時刻の変更 ■ 停留所の新設・廃止・変更 ■ 運賃設定の変更
実施予定日	令和2年4月1日
事業計画変更の内容及び理由	別記(1-3～4ページ)のとおり
地域における協議・検討の状況	平成31年4月以降、令和2年度の運行内容をより地域の実情に合った運行内容とするため、利用者である地域住民や児童・生徒の保護者、運行事業者等とともに検討を進め、令和元年12月11日(水)開催の運営協議会において、令和2年度の事業計画(案)を決定した。
事前確認事項	<p>1月28日 道路管理者（太白区道路課） 事前協議 支障なし</p> <p>1月29日 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 事前協議 支障なし 交通管理者（宮城県警察本部交通規制課） 事前協議 支障なし</p> <p>1月30日 宮城県タクシー協会 事前協議 支障なし 仙台市交通局 情報提供（メールにて実施） 宮城交通株式会社 情報提供（メールにて実施）</p> <p>1月31日 交通管理者（宮城県仙台南警察署交通課） 事前協議 支障なし</p>

事業計画変更の内容及び理由

平成 18 年 5 月から運行している坪沼乗合タクシーはこれまで児童・生徒の通学の足と地域住民の生活の足の双方を確保してきた。

児童・生徒の定期的な利用者があることで、持続可能な地域の足を確保してきた一方、児童・生徒の通学の足を優先し設定したダイヤにより地域住民のニーズに合わず、利用者数が少ない便があるほか、近年の児童・生徒数の減少により必要な運賃収入の確保が難しい状況にあり、今後より困難な状況が見込まれている。

また、地域住民からは「バス停まで遠い」、「地区内を周回するルートは目的地まで遠回りになることがあり利用しづらい」との声があることから令和 2 年度以降は児童・生徒の通学の足は別途スクールタクシーの運行により確保し、地域住民の生活の足を予約時のみ運行する区域運行型の乗合タクシーにより確保することとした。

1. 路線の廃止

運行形態を区域運行型に変更するため、【別紙 1】(1-5 ページ)のとおり路線を廃止する。

2. 運行系統の廃止

運行形態を区域運行型に変更するため、【別紙 1】(1-6～13 ページ)のとおり運行系統を廃止する。

3. 営業区域の新設

運行形態を区域運行型に変更するため、【別紙 1】(1-14 ページ)のとおり営業区域を新設する。

4. 運行車両の変更

利用状況に合わせて、特定大型乗用車（ジャンボタクシー：定員 10 名）から小型乗用車（セダン：定員 5 名）に変更する。

5. 運行回数の変更

利用状況に合わせて、9 便/日（学校がある平日）または 4 便/日（学校休業日の平日）から 6 便/日（平日）に変更する。

6. 運行時刻の変更

運行形態を区域運行型に変更し予約時のみの運行とするため、【別紙 2】のとおり運行時刻を変更する。

同時に夏休み（登校日を除く）等の学校休業日の日程や、小中学校の行事の開催日等に運行する臨時便を廃止する。

7. 停留所の新設・廃止・変更

～新設～

一定程度需要が見込まれている生出郵便局へ下記のとおり停留所を新設する。

名称	所在地	備考
生出郵便局	太白区茂庭町北 41-1 地先	停車位置は生出郵便局西側の市道（茂庭町北 1 号線）

～廃止～

運行形態を区域運行型に変更するため、下記のとおり停留所を廃止する。

名 称	所 在 地	備 考
生出中学校正門	太白区茂庭中ノ瀬西 2-2	
塩ノ瀬	太白区坪沼字大八山 25	
大八山	太白区坪沼字大八上 39-1	
共同牧場入口	太白区坪沼字北ノ上 94-8	
北ノ上	太白区坪沼字北ノ上 19-2	
営団入口	太白区坪沼字北ノ上 62-6	
営団前	太白区坪沼字北ノ上 69-1	
北ノ中	太白区坪沼字北ノ中 25-3	
宝善寺前	太白区坪沼字北ノ下 25-3	
館前中	太白区坪沼字根添中 129-2	
根添	太白区坪沼字根添 41	
南	太白区坪沼字南 99-2	
中沖集会所	太白区坪沼字中沖北 1-1	
境田	太白区坪沼字境田 36-1	
中沖東	太白区坪沼字稲塚南 60-4	
坪沼	太白区坪沼字稲塚中 87	
八幡神社前	太白区坪沼字沼尻 106	
坪沼コミセン入口	太白区坪沼字長田西 20-4	
坪沼コミセン前	太白区坪沼字長田北 2-1	
善敬寺前	太白区坪沼字寺山 6-1	
板橋	太白区坪沼字板橋 117	
板橋集会所	太白区坪沼字郷田 75-1	
針山	太白区坪沼字針山 34-1	

～変更～

下記のとおり停留所名称を変更する。

	変更前	変更後
名称	生出中学校前	仙台農業協同組合生出支店

8. 運賃設定の変更

下記のとおり運賃設定を変更する。

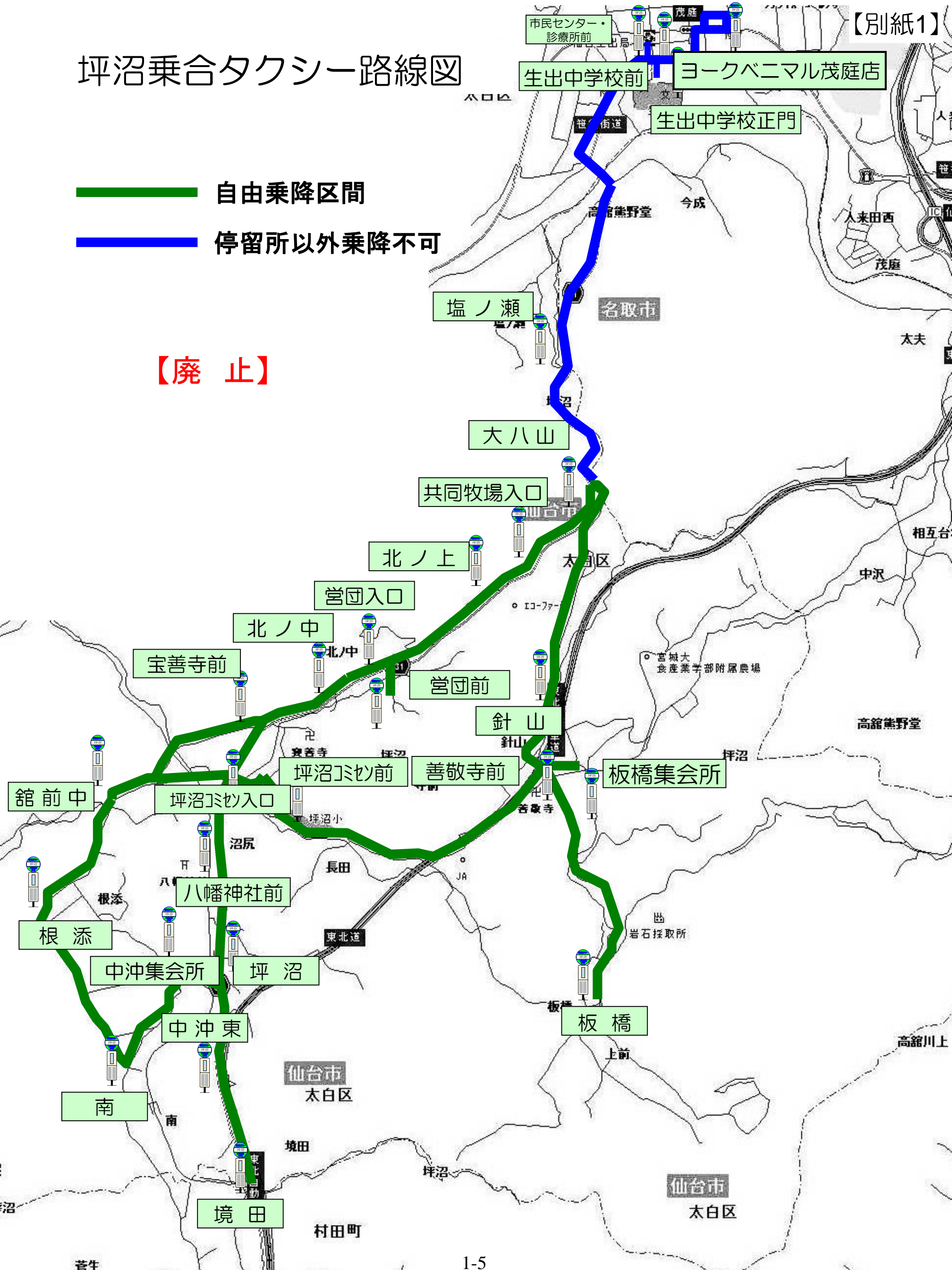
	変更前	変更後
一般運賃（現金）	500 円/回	400 円/回
一般運賃（回数券）	5,000 円(13 枚綴)	4,000 円(12 枚綴)
通学定期（往復用）	25,000 円/月	廃止
高齢者・障害者等運賃（現金）※	—	100 円/回

※利用者は敬老乗車証やふれあい乗車証（70歳以上であることがわかる、写真付きの身分証明書（免許証等）や障害者手帳等でも可）を運転手に提示し、100円を現金で支払う。

坪沼乗合タクシー路線図

- 自由乗降区間
- 停留所以外乗降不可

【廃止】



○運行系統の廃止

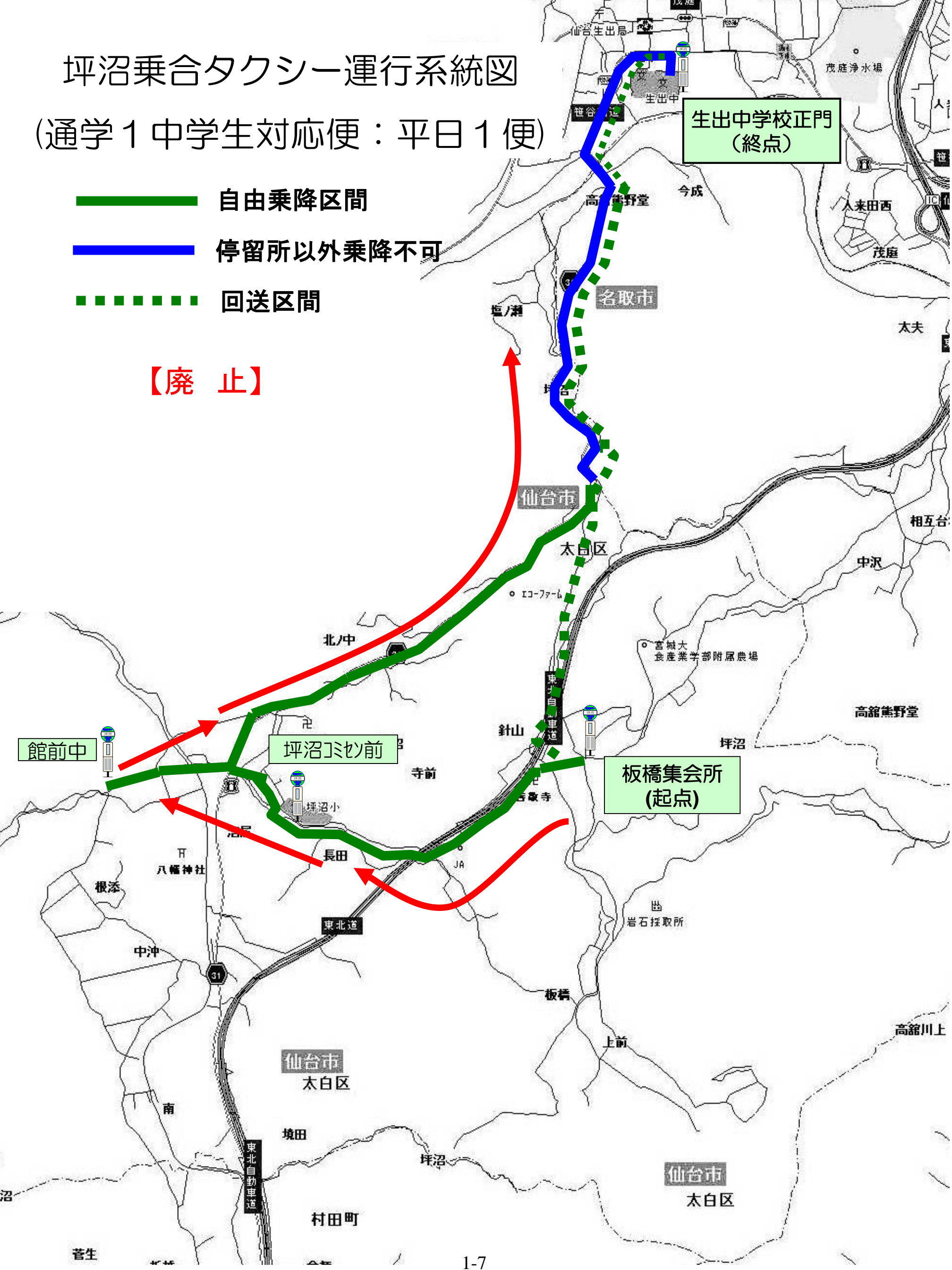
運行系統名	便	運行経路	運行キロ	運行系統図
通学 1	平日 1 便	板橋集会所～坪沼コミセン前～館前中～生出中学校正門	7.59km	1-7 ページ
通学 2	平日 2 便	板橋～板橋集会所～坪沼コミセン前～南～根添～館前中～営団前～生出中学校正門	10.62km	1-8 ページ
板橋先回り循環	平日 3 便 学校休業日の 平日 1 便	生出中学校正門～板橋～坪沼コミセン前～境田～根添～北ノ中～市民センター・診療所前～生出中学校正門	17.26km	1-9 ページ
根添先回り循環 1	平日 4 便 学校休業日の 平日 2 便	生出中学校正門～市民センター・診療所前～北ノ中～根添～境田～坪沼コミセン前～板橋～生出中学校正門～ヨークベニマル茂庭店	17.92km	1-10 ページ
根添先回り循環 2	平日 5 便	板橋～板橋集会所～坪沼コミセン前～南～館前中～営団前～生出中学校正門 「ヨークベニマル茂庭店」及び「生出中学校前」及び「市民センター・診療所前」のみ乗車可能とし、降車がある箇所のみを短絡運行。	14.46km	1-11 ページ
根添先回り循環 3	平日 6～9 便 学校休業日の 平日 4 便	生出中学校正門～根添～境田～板橋集会所～板橋 「生出中学校正門」及び「生出中学校前」及び「市民センター・診療所前」のみ乗車可能とし、降車がある箇所のみを短絡運行。	13.76km	1-12 ページ
根添先回り循環 4	学校休業日の 平日 3 便	ヨークベニマル茂庭店～生出中学校正門～根添～境田～板橋集会所～板橋 「ヨークベニマル茂庭店」及び「生出中学校正門」及び「生出中学校前」及び「市民センター・診療所前」のみ乗車可能とし、降車がある箇所のみを短絡運行。	14.66km	1-13 ページ

坪沼乗合タクシー運行系統図

(通学1 中学生対応便：平日1便)

- 自由乗降区間
- 停留所以外乗降不可
- 回送区間

【廃止】

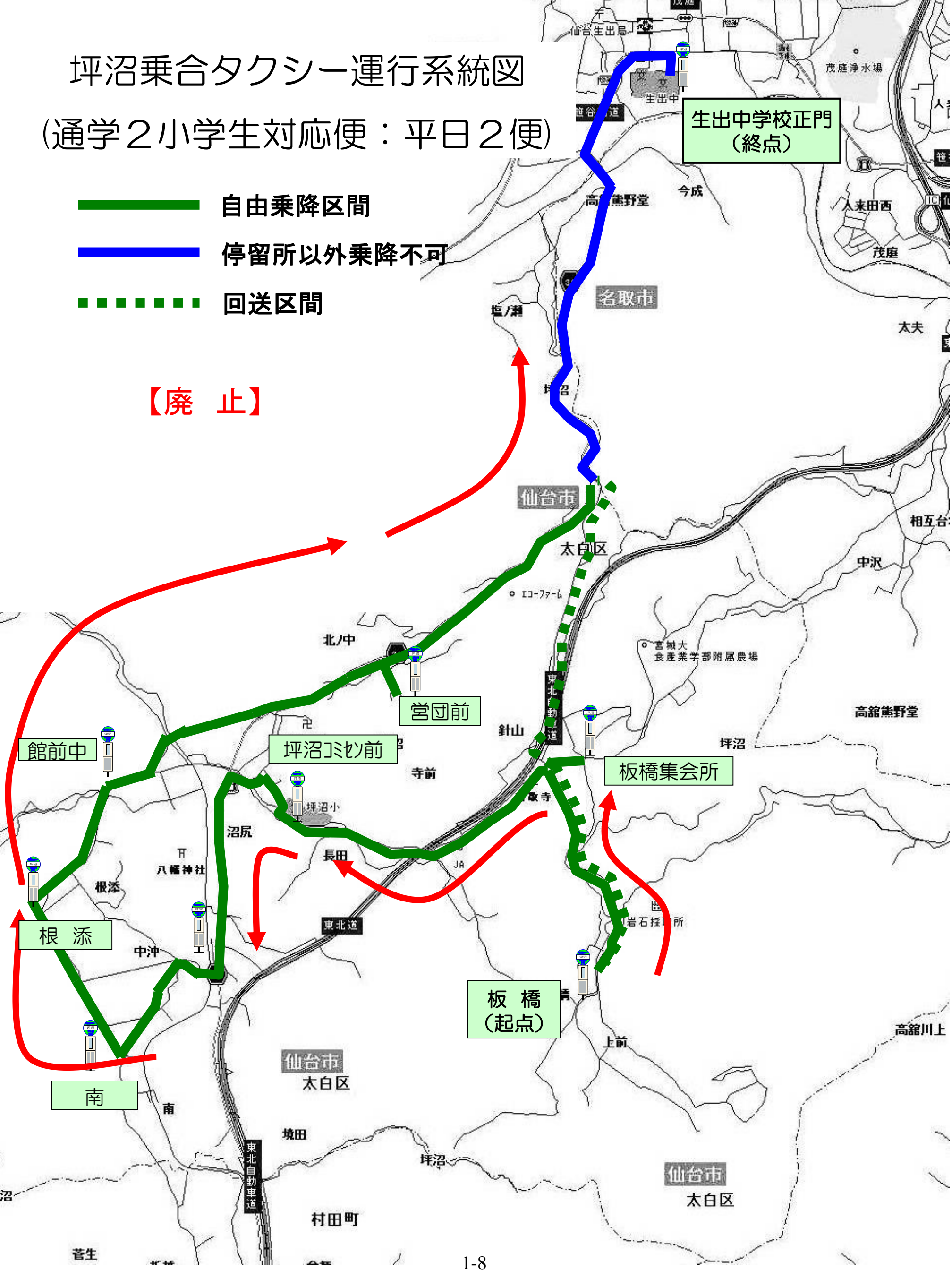


坪沼乗合タクシー運行系統図

(通学2小学生対応便：平日2便)

- 自由乗降区間
- 停留所以外乗降不可
- 回送区間

【廃止】

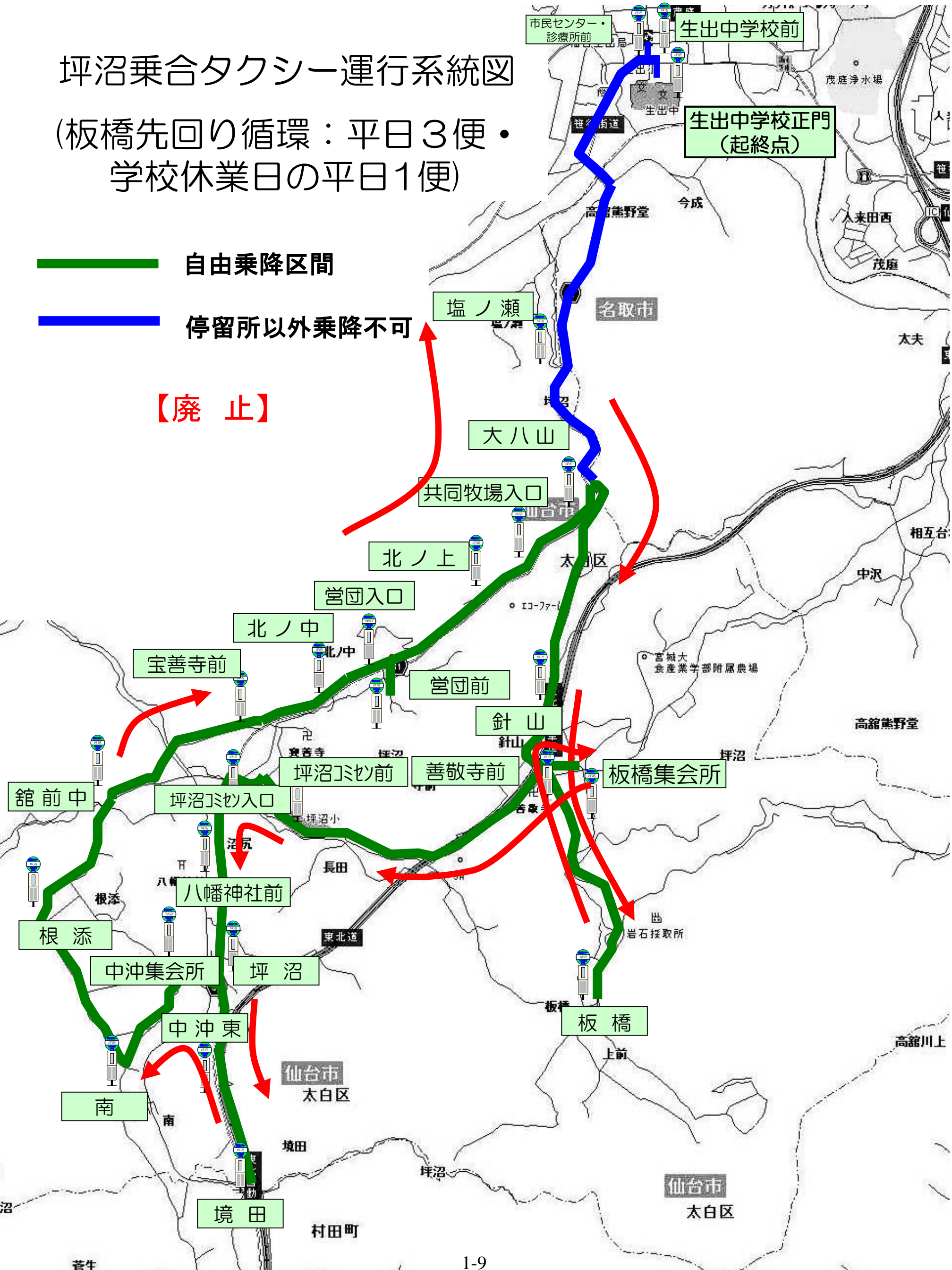


坪沼乗合タクシー運行系統図

(板橋先回り循環：平日3便・
学校休業日の平日1便)

- 自由乗降区間
- 停留所以外乗降不可

【廃止】

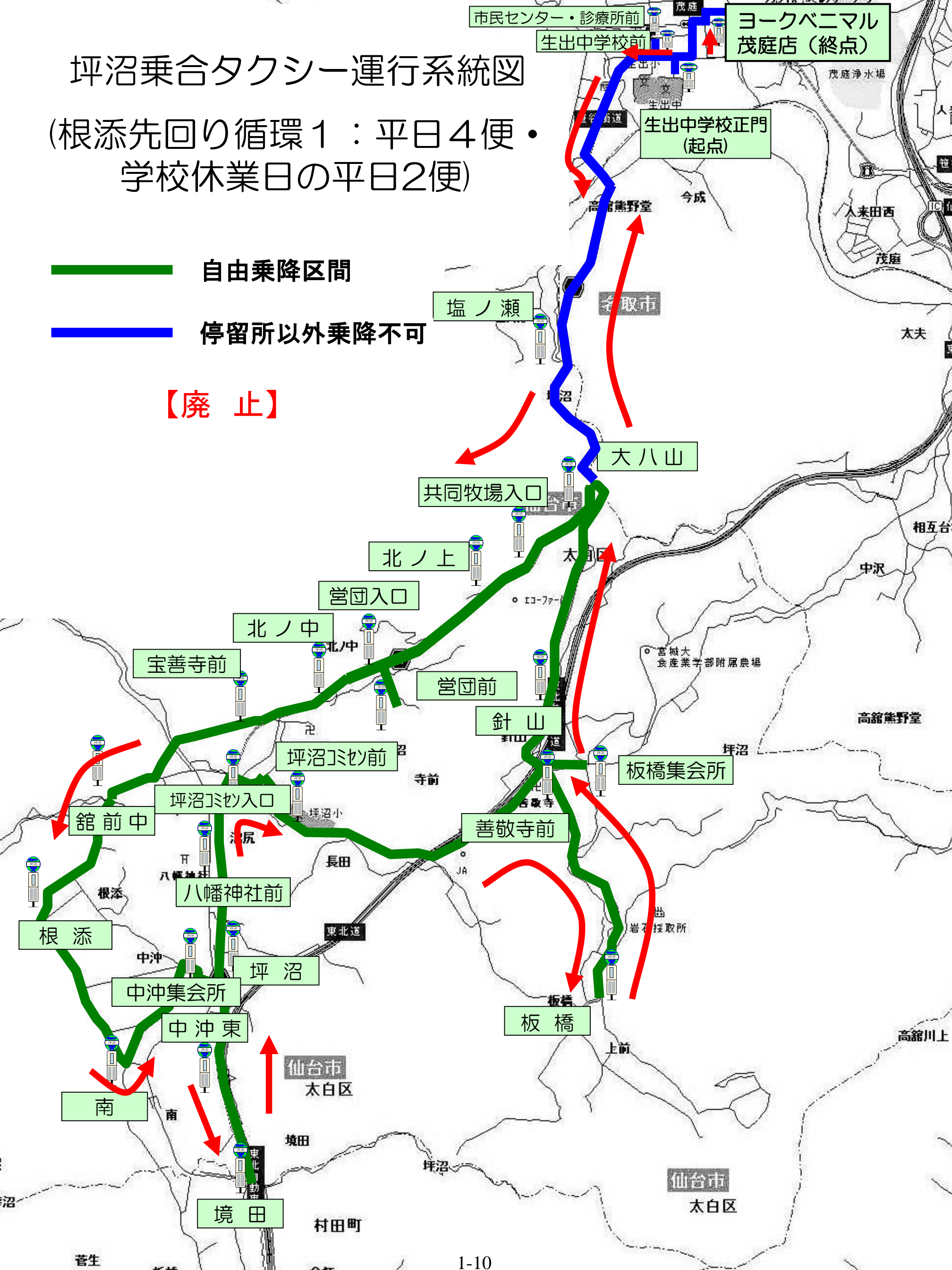


坪沼乗合タクシー運行系統図

(根添先回り循環1：平日4便・学校休業日の平日2便)



- 自由乗降区間
- 停留所以外乗降不可

【廃止】



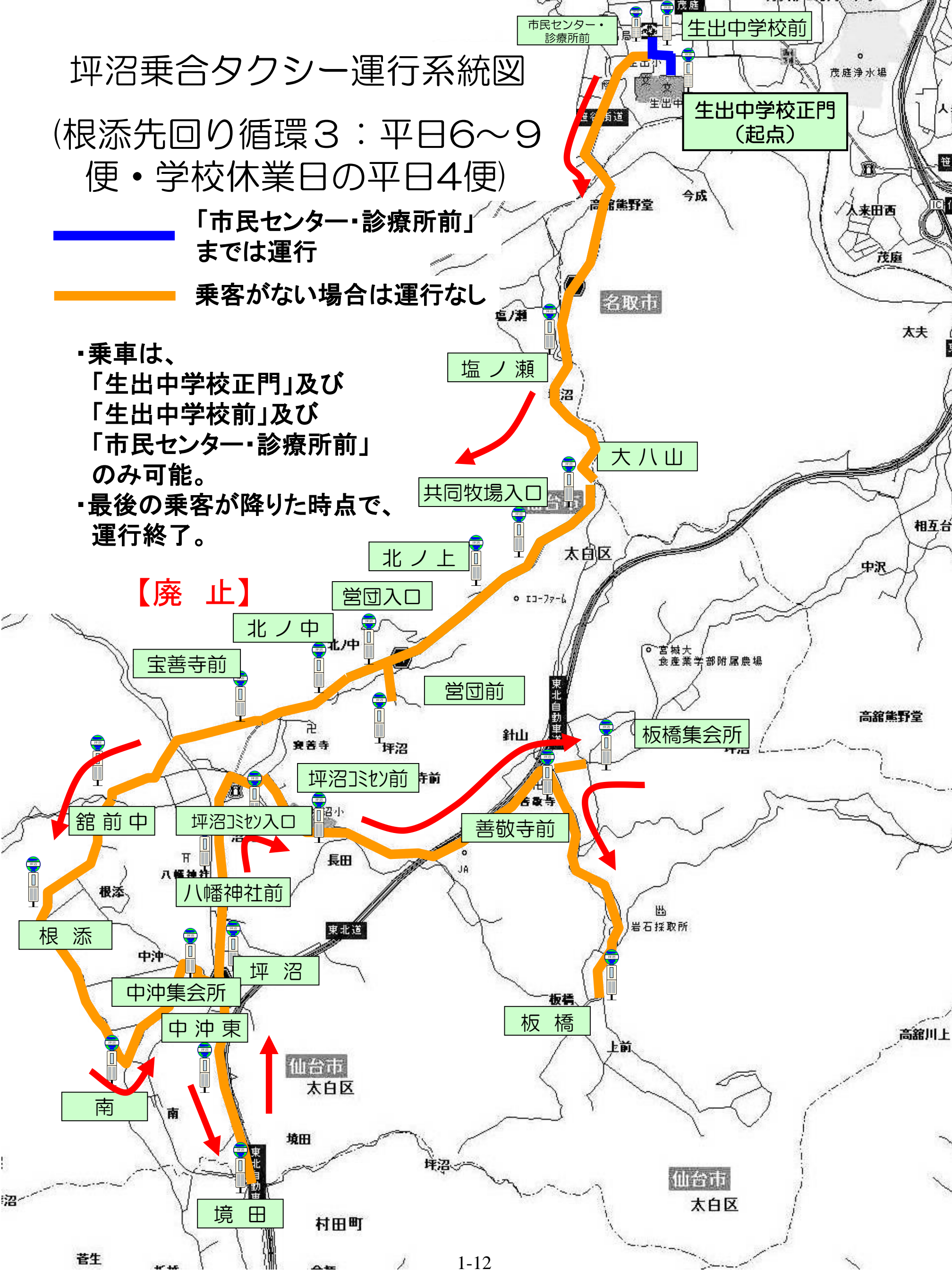
坪沼乗合タクシー運行系統図

(根添先回り循環3：平日6～9
便・学校休業日の平日4便)

-  「市民センター・診療所前」までは運行
-  乗客がない場合は運行なし

- ・乗車は、「生出中学校正門」及び「生出中学校前」及び「市民センター・診療所前」のみ可能。
- ・最後の乗客が降りた時点で、運行終了。

【廃止】



坪沼乗合タクシー運行系統図

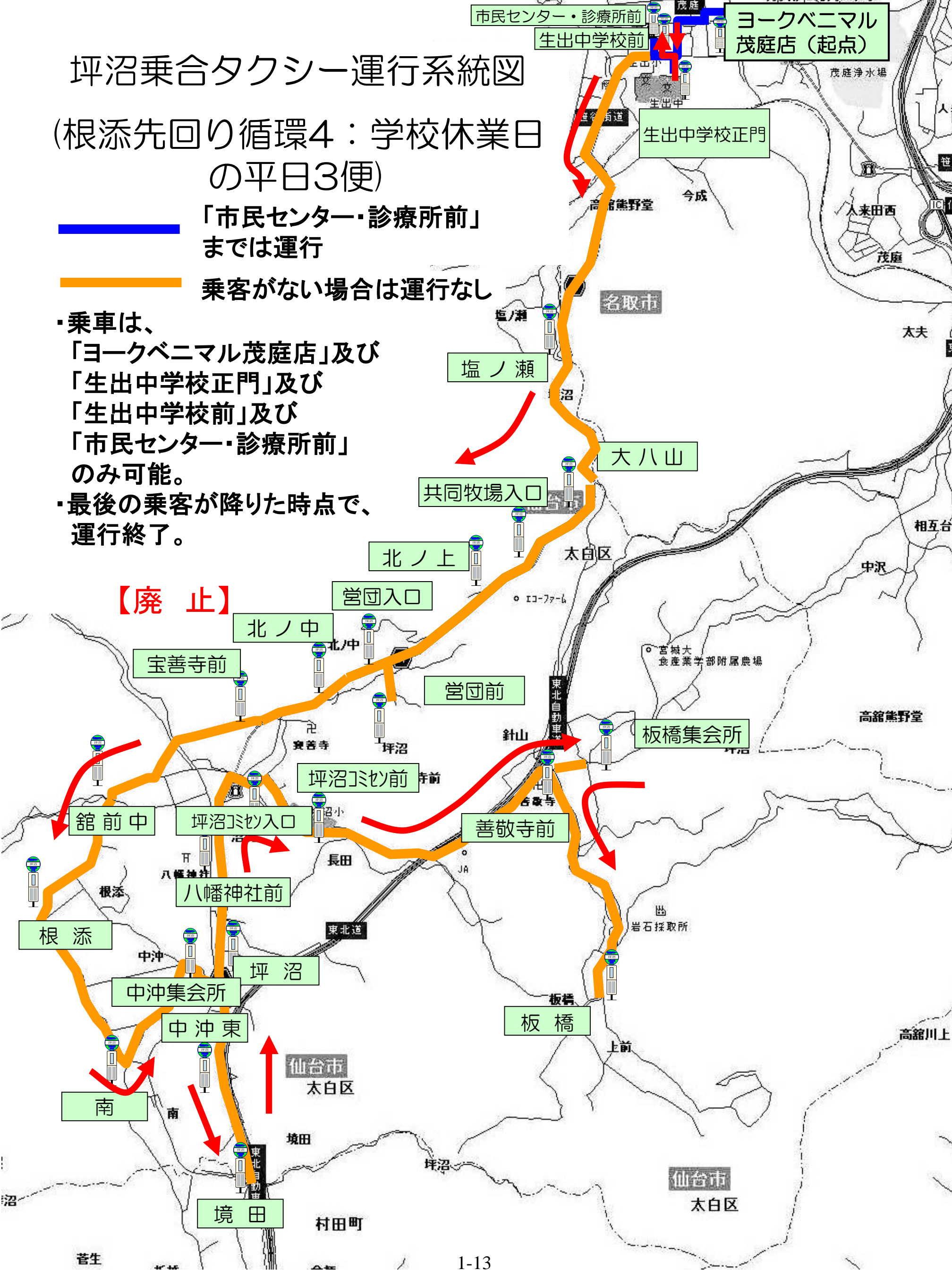
(根添先回り循環4：学校休業日の平日3便)

「市民センター・診療所前」までは運行

乗客がない場合は運行なし

- 乗車は、「ヨークベニマル茂庭店」及び「生出中学校正門」及び「生出中学校前」及び「市民センター・診療所前」のみ可能。
- 最後の乗客が降りた時点で、運行終了。

【廃止】



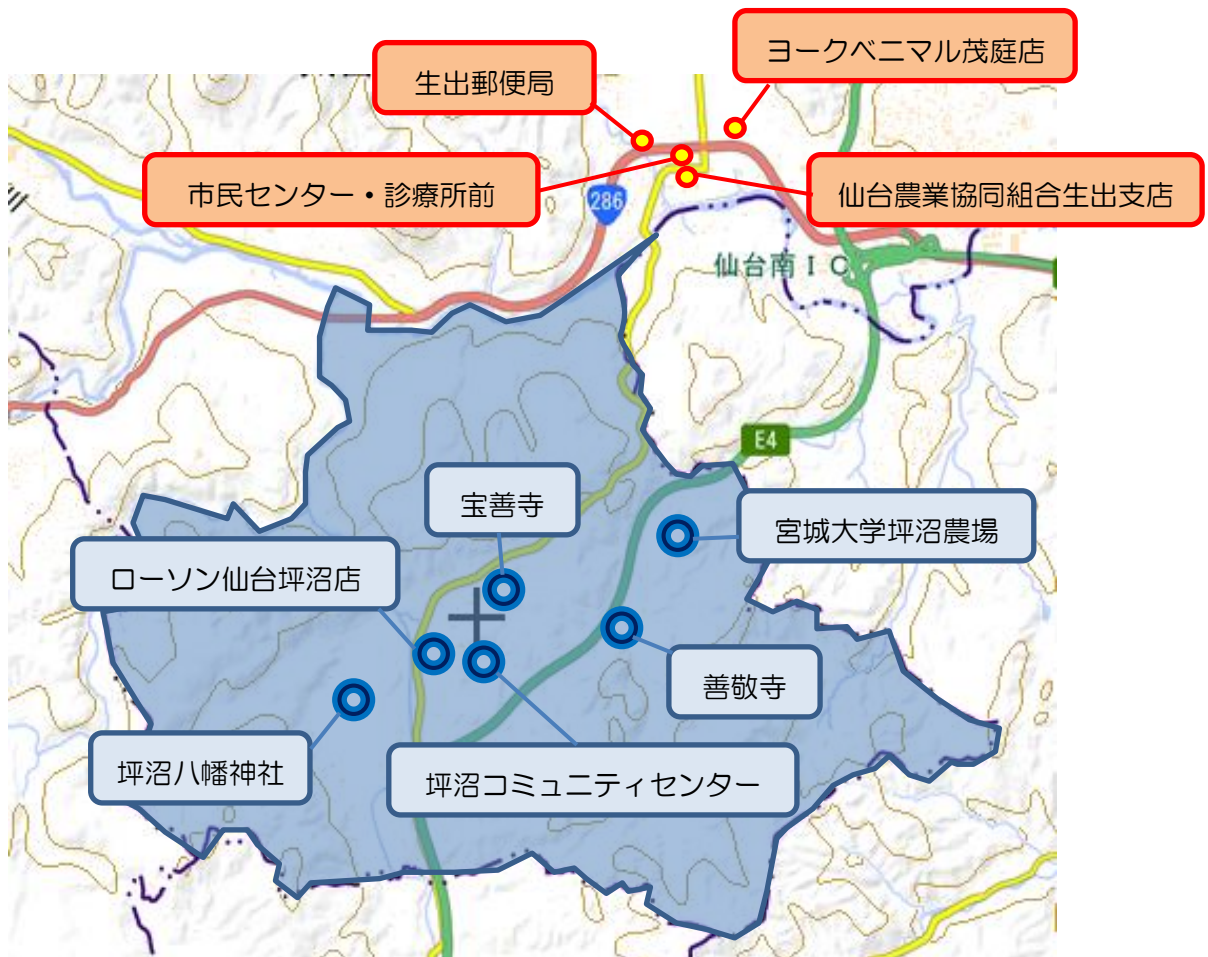
営業区域の新設

○青色部の乗降場所は自由とするが、青色部以外で乗降する場合は4か所（●部）のみとする。

～青色部以外で乗降可能な場所一覧～

- 市民センター・診療所前
- ヨークベニマル茂庭店
- 仙台農業協同組合生出支店
- 生出郵便局

※青色部の●は主要施設であり、乗降場所を示しているものではない。



出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成

令和 2 年度 坪沼乗合タクシー運行時刻表

	往路（坪沼地区→生出中学校付近）	復路（生出中学校付近→坪沼地区）
1 便	8 : 15～8 : 45 発→9 : 00 着	—
2 便	—	11 : 00 発→11 : 15～11 : 45 着
3 便	11 : 15～11 : 45 発→12 : 00 着	—
4 便	—	13 : 30 発→13 : 45～14 : 15 着
5 便	—	16 : 10 発→16 : 25～16 : 55 着
6 便	16 : 25～16 : 55 発→17 : 10 着	—
備考	生出中学校付近の到着時刻を固定	生出中学校付近の出発時刻を固定

※運行日は平日のみ。また、8月13日～16日、12月28日～1月3日、予約がない場合は運休とする。

・令和2年度坪沼乗合タクシー運行事業収支計画書（消費税含む）（案）

1. 坪沼乗合タクシー運営事業 一般会計

収入の部	支出の部
2,785,600 円	2,785,600 円
1. 運賃収入 190,500 円 (内訳) 利用者（見込み）：826 人/年 ① 高齢者・障害者等運賃（現金） 413 人/年 × @100 円 = 41,300 円 ② 一般運賃（回数券） 20 冊/年 × @4,000 円（12 枚綴り） = 80,000 円 ③ 一般運賃（現金） 173 人/年 × @400 円 = 69,200 円 2. 仙台市補助金 2,595,100 円 (内訳) ① 高齢者・障害者等運賃補助（全額） 413 人/年 × @300 円 = 123,900 円 ② 運行経費補助（補助率上限 9 割） 2,231,200 円 ③ 事務経費補助（全額） 240,000 円	1. 運行経費 2,545,600 円 (内訳) 運行回数（見込み）：688 回/年 ① 3,700 円/回 × 688 回 = 2,545,600 円 2. 事務経費 240,000 円 (内訳) ① 車両マグネット作成費 4 枚 × @35,000 円 = 140,000 円 ② B3 ポスター（防水加工版） 50 枚 × @2,000 円 = 100,000 円

2. 坪沼乗合タクシー運営事業 特別会計（事業運営調整基金）

収入の部	支出の部
1. 利用登録料・企業協賛金・その他協賛金 120,000 円 (内訳) ① 利用登録料（120 世帯 × 1,000 円） 120,000 円 ② 企業協賛金 0 円 ③ その他協賛金 0 円 2. 前年度繰越金 730,000 円 3. 基金から生じる収入額 0 円 4. その他収入額 0 円 合 計 850,000 円	1. 一般会計繰り出し 0 円 2. 次年度繰越金 850,000 円 合 計 850,000 円